

佐賀県告示第三百七十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、水堂鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（平成二年佐賀県告示第六百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から施行する。

平成二十二年十月二十九日

佐賀県知事 古川 康

二中「町道歌垣線」を「県道武雄白石線」に、「北方町の町道第二永池線との交点を」を「里道との交点を」に、「白石町と有明町」を「旧白石町と旧有明町」に、「県道錦江大町線との交点に至り」を「町道須古南北線との交点に至り、同町道を南東へ進み県道白石大町線との交点に至り」に、「町道室島久治線との交点に至り、同町道」を「県道白石大町線との交点に至り、同県道」に、「南へ進み国道二百七号」を「南東へ進み国道二百七号」に、「南西へ進み町道深浦東部線」を「南へ進み町道深浦東部線」に、「有明町と藤津郡塩田町との町境界」を「白石町と嬉野市との市町境界」に改め、「白石町と塩田町との町境界との交点に至り、同所から同境界を北へ進み」を削り、「北方町と白石町との町境界に至り、同所から同境界を北東に進み北方町の町道第二永池線との交点に至り、同所から同町道」を「武雄市の市道永池線と白石町の里道との交点に至り、同所から同里道」に改める。

三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

三の次に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、県西南部の白石平野の西側に位置し、犬山岳、飯盛山、白岩山など数峰からなる南北に細長い丘陵性の山地である。区域内にはため池が点在し、森林と水に恵まれた自然環境であることから、山間部を生息地とする多数の野鳥が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。